



ちゅうらさん運動

子どもを守るために、正しい知識を!!



青少年の健全育成と非行防止を図るため、
沖縄県青少年保護育成条例では、下記のことを定めております。

※条例による保護の対象“青少年”とは、満 18 歳に達するまでの者(婚姻した女子を除く)を言う。

第 9 条／深夜外出の制限

(深夜とは午後 10 時から翌日の午前 4 時までをいう)

保護者



正当な理由なく、深夜に青少年のみで外出させない努力と義務。

全ての人



何人も、正当な理由や保護者の委託・承諾を得ずに深夜に青少年を連れ出したり同伴し、とどめてはならない。

違反: 30万円以下の罰金



深夜に外出している青少年に対し、その保護及び善導に努めなければならない。



全ての県民及び深夜営業者は、深夜、営業所にいる青少年に対し、帰宅を促す義務がある。

- コンビニエンスストア営業者
- 飲食店営業者 など...

第 11 条

深夜における興行場等への立入り禁止

(保護者同伴でも入場できません)

興行者は青少年を深夜に立入らせてはいけない

(違反: 20 万円以下の罰金)

- 映画館／演劇場 ■ ボウリング／アイススケート場 ■ ビリヤード／ダーツ場
- カラオケボックス／居酒屋等 ■ 漫画喫茶／インターネットカフェ
- ゲームセンター (沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 午後 8 時～日の出まで)